

とかげもどき属及びいぼいもり属の ワシントン条約附属書Ⅲへの掲載要請について

令和2年11月6日（金）

<経済産業省同時発表>

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）事務局に対し、今回初めて、同条約附属書Ⅲに奄美・沖縄諸島の固有種であるとかげもどき属6種及びいぼいもり属1種の掲載を要請しました。

附属書掲載後、当該7種については、既に海外に存在する個体の国際取引により国内の違法捕獲及び我が国からの密輸出を誘発すること等を防止するため、国際取引の際に取引しようとする個体の原産国の確認が取られることとなります。

1. 掲載の背景及び目的

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）では、締約国が自国内の保護のため、他の締約国の協力を必要とする種については附属書Ⅲへの掲載を要請することができます。

数多くの固有種が生息しており、生物多様性豊かな奄美・沖縄諸島では、地域の関係者が一丸となって希少種の密猟や国内での違法取引を防ぐための取組を実施しています。日本固有種の両属7種については、既に種の保存法により捕獲、国内取引及び日本からの輸出が規制されておりますが、現在、第3国間での国際取引に関する規制はありません。

この度、当該7種について国際取引の状況を把握するため、我が国政府はワシントン条約事務局に対し、初めて同条約附属書Ⅲに当該7種の掲載を要請しました。今後、同条約事務局より締約国に対し通知がなされ、その90日後に附属書掲載される見込みです。

すでに海外に存在する個体の国際取引が、国内の違法捕獲及び我が国からの密輸出を誘発することのないよう、今後も必要な種については附属書掲載提案を進めていく等、適切にワシントン条約をはじめとする国際的な枠組みを活用し、国内希少野生動植物種の保全に資する取組を進めてまいります。

2. 参考資料

別紙1 ワシントン条約附属書Ⅲへの掲載表明の内容

別紙2 ワシントン条約の概要

環境省自然環境局野生生物課	
代 表	03-3581-3351
直 通	03-5521-8283
課 長	中尾 文子（内：6460）
課長補佐	立田 理一郎（内：6465）
課長補佐	笠原 綾（内：7475）
担 当	中西 千紘（内：6462）

ワシントン条約附属書Ⅲへの掲載表明の内容

すでに海外に存在する個体の国際取引が国内の違法捕獲及び我が国からの密輸出を誘発することのないように適切な管理を図るため、下表の国内希少野生動植物種について、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）事務局に対し、附属書Ⅲへの掲載を要請しました。今後、同条約事務局より締約国に対し通知がなされ、その 90 日後に附属書掲載される見込みです。

＜掲載要請種について＞

いずれの種も日本固有種であり、生息地は沖縄県・鹿児島県の島嶼の森林に限られます。環境省レッドリスト及び IUCN レッドリストではいずれの種も絶滅危惧種と評価されています。また、いずれの種も絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）の国内希少野生動植物種に指定されており、既に捕獲や国内での流通、諸外国への輸出は原則禁止されています。

今回の掲載要請種については、既に我が国の国外に存在する個体の第三国間の流通状況を把握できるようにするという趣旨から、他の締約国の協力が必要であると認める種として、迅速に各国へ協力要請を行うため、附属書Ⅲへの掲載を要請することとしました。

	分類	和名	学名
1	とかげもどき科	クロイワトカゲモドキ	<i>Goniurosaurus kuroiwae</i>
2	とかげもどき属	マダラトカゲモドキ	<i>Goniurosaurus orientalis</i>
3		ケラマトカゲモドキ	<i>Goniurosaurus sengokui</i>
4		オビトカゲモドキ	<i>Goniurosaurus splendens</i>
5		イヘヤトカゲモドキ	<i>Goniurosaurus toyamai</i>
6		クメトカゲモドキ	<i>Goniurosaurus yamashinae</i>
7	いもり科 いぼいもり属	イボイモリ	<i>Echinotriton andersoni</i>

※当該種の分類には複数の考え方があるが、IUCN（国際自然保護連合）レッドリストに基づく分類に基づき学名を記載している。

※掲載対象は上記種の個体及び卵に限る。

【参考】附属書の種類と規制内容等

	附属書 I	附属書 II	附属書 III
掲載基準	絶滅のおそれのある種で、取引により影響を受けるもの	現在は、必ずしも絶滅のおそれはないが取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となりうるもの	締約国が自国内の種の保護のため、他の締約国の協力を必要とするもの
掲載手順			掲載国から事務局へ要請がされると、90日間の締約国への公示がなされた後、効力を生ずる。要請はいつでも可能。
規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的のための国際取引を原則禁止 ・学術目的（繁殖目的を含む）の取引は可能だが、輸出国、輸入国双方の政府の発行する許可書が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的の国際取引も可能 ・輸出国政府の発行する輸出許可書等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的の国際取引も可能 ・掲載国を原産地とする輸出には政府の発行する輸出許可書等が必要 ・掲載国以外の国を原産地とする輸出がなされる場合には原産地証明が必要

ワシントン条約の概要

1 名称

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（略称 CITES）
 (Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)

2 目的

野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図る。

3 経緯

- ・昭和 50 年 7 月発効（昭和 48 年 3 月、ワシントンにおいて採択）
- ・我が国は昭和 55 年に加盟
- ・締約国は、182 の国及び欧州連合（EU）（令和 2 年 11 月現在）

4 附属書への掲載基準及び規制内容

	附属書 I	附属書 II	附属書 III
掲載基準	絶滅のおそれのある種で、取引により影響を受けるもの	現在は、必ずしも絶滅のおそれはないが取引を嚴重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となりうるもの	締約国が自国内の保護のため、他の締約国の協力を必要とするもの
規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的のための国際取引を禁止 ・学術目的（繁殖目的を含む）の取引は可能だが、輸出国、輸入国双方の政府の発行する許可書が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的の国際取引も可能 ・輸出国政府の発行する輸出許可書等が必要（附属書 III の輸出であって指定国以外を原産地とする場合は原産地証明が必要） 	

5 条約実施のための体制

- ・条約締約国は、輸出入管理を担当する管理当局及び輸出入に際して管理当局への助言等を行う科学当局を設置することとなっている。

管理当局：経済産業省（輸出入規制）

農林水産省（海からの持込み）

科学当局：環境省（陸生生物）・農林水産省（植物及び水生生物）